

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集の結果について

令和2年7月16日

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和2年5月27日（水）から6月25日（木）にかけて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも廃棄物の適正処理の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

○募集期間：令和2年5月27日（水）～令和2年6月25日（木）

○実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載

○意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送、FAX

2. 御意見の件数

16件

※なお、本省令案とは直接関係のないご意見（1件）がございました。

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

電話：03-3581-3351（内線 6857）

廃棄物規制課

電話：03-3581-3351（内線 6876）

(別紙)

パブリックコメントでいただいたご意見の概要及び回答

省令案の内容に対する御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	廃棄物処理法第15条第1項の規定による設置許可を要しない産業廃棄物処理施設による災害廃棄物処理ができないことが課題であり、毎年発生する災害による廃棄物の処理を迅速・円滑に進めるためにも、主体に「産業廃棄物処理施設の設置者」とともに「産業廃棄物処分業の許可業者」を加えていただきたい。	本改正の対象である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の16の規定の根拠となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5の規定においては、都道府県知事に対する届出により、処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる主体は、法第15条第1項の規定による許可に基づく産業廃棄物処理施設の設置者と規定されております。 そのため、法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可業者であることのみをもって、当該届出により、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物処理はできませんが、本改正により、産業廃棄物処理施設の設置者であれば、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を広く処理することができるとし、非常災害により大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが可能であると考えております。
2	災害廃棄物を処理する場合、産業廃棄物処理施設の設置許可施設のみならず設置許可対象外施設でも、選別・破碎等の最大能力が5トン/日以上となる場合、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可が必要になるとともに、通常であれば同時に建築基準法第51条の但し書きによる許可や都市計画の位置決定が必要となるため、廃棄物処理法だけでなく他法令の緩和策についても省令等で明確にするべきである。	建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条において、都市計画区域内においては、ごみ焼却場等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているか、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等でなければ、新築し、又は増築してはならないとされております。 なお、本改正による規定は、法第15条第1項の規定による設置許可を受けている既存の産業廃棄物処理施設の活用を前提としているため、建築基準法第51条にいう新築又は増築がなされるケースは特段想定しておりません。
3	産業廃棄物処理業者においては排出事業者との契約に基づいて産業廃棄物の処理も適正に行わなければならないため、災害廃棄物の処理を優先すると、産業廃棄物の処理が滞り、保管上限を超えるおそれもあることから、災害廃棄物を受け入れた産業廃棄物処理業者における災害時の産業廃棄物の保管基準を緩和する特例規定を設けるべきである。	本改正による規定の適用は、非常災害により生じた災害廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該災害廃棄物の処理が完了した時点で同規定は適用されず、該当施設における災害廃棄物の受入れはなくなります。本改正による規定の適用に当たっては、通常の産業廃棄物の処理に支障が生じないよう、自治体等と連携して適正処理の確保に努めてまいります。

4	<p>非常災害時に環境省が、その都度、特例省令を公布することで、災害廃棄物のうち安定型産業廃棄物と同一性状のものは、法第15条の2の5の規定に基づき都道府県知事に届出を行うことにより安定型産業廃棄物最終処分場で災害廃棄物を処分できるとされているが、時間がかかるため、災害の都度、特例省令を発出しなくてよいように改正しておくべきである。</p>	<p>本改正により、法第15条の2の5の規定に基づき届出を行うことで、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとなるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物についても、特例省令を定めることなく安定型最終処分場において処理することができることとなると考えております。</p>
5	<p>水面埋立の安定型産業廃棄物最終処分場は、廃棄物処理法施行令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物処理施設には該当しないため、これまで災害時に公布していた特例省令も効力を発揮できていないことから、省令改正に当たっては、水面埋立の安定型産業廃棄物最終処分場も対象になるように既存の産業廃棄物処分業の許可を受けている産業廃棄物の種類と同一の種類の災害廃棄物を処理できるように改正するべきである。</p>	<p>水面埋立による安定型最終処分場の運用については、本改正により措置する「令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設」には該当しないことから、当該施設において災害廃棄物処理はできませんが、本改正により、施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を広く処理できるとし、非常災害により大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが可能であると考えております。</p>
6	<p>性状とは具体的に何を指すか（固体状、泥状、液状の別程度か）、また、どの程度同様であることを求めているのかがわからず、いざ災害が発生した際に混乱が生じる恐れがあるため、同様の性状について具体的な例示をもって周知していただきたい。</p>	<p>本改正による規定における「令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物」の具体的な種類等については、本改正省令に係る施行通知において具体的にお示しします。</p>
7	<p>法第15条第1項の規定に基づく許可を有する施設において、その他の品目（金属くずや繊維くず等）の許可もある場合は、それらも処理できるようにしていただきたい。</p>	<p>法第15条第1項の規定に基づく許可を有する産業廃棄物処理施設においては、金属くずや繊維くず等であっても、それらが当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物に該当するのであれば処理することができると考えております。</p>
8	<p>放射性廃棄物他の放射性物質や重金属を含む物質、また危険な特定の科学薬品・物質を含むものについては特段の処理がなされるようにされたい。それらについても含めて、地方公共団体、市民の同意が無く処理がされていく事は非常に問題があるものである。</p> <p>「産業廃棄物処理施設の設置者」等が、地方公共団体や市民の同意も無いのに、問題ある物質の処理を行うのを可能とするのは不適切であるので、その点については、公共の福祉、地方自治及び合意形成における話し合い等プロセスの重要性を鑑み、ちゃんとした熟議がなされる過程が確保されるようにされたい。</p>	<p>放射性物質及びこれによって汚染された物については、法第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないことから、法の規制の範囲にあるものとは考えておりません。</p> <p>なお、令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物であっても、産業廃棄物処理施設の設置者から法第15条の2の5の規定に基づく届出を受理した都道府県は、当該災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であること等を踏まえ、届出をした者に対し、当該災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うこととなります。このほか、当該施設の設置者においても、当該災害廃棄物に係る維持管理情報について公表・閲覧する必要があるほか、地方自治体により当該施設に対する定期的な報告徴収、立入検査が実施されることとなり、災害廃棄物の適正な処理の確保に努めます。</p>

9	<p>PCB含有安定器は事業所などに設置され、一般家庭には設置されていないとされている。にもかかわらず本改正ではPCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるということを想定しての改正と見受けられるが、一般廃棄物として排出されるのは具体的にどのような場合を想定しているのか。PCB含有安定器が一般廃棄物となる場合を本改正とあわせて明確に示されたい。</p>	<p>PCB含有安定器が使用された事業所の建物が、事業の廃止後に引き続き居宅として使用されている場合、当該PCB含有安定器が日常生活において使用されることになるため、排出時点で一般廃棄物となる場合があります。産業廃棄物／一般廃棄物の該当性については、現行法令に基づき判断されることとなります。</p>
10	<p>PCB含有安定器が一般廃棄物ということは市町村が処理責任を負うことになると考えられるが、この場合、本来保管している事業者が負担すべき収集運搬料金や処分料金を、当該市町村の住民が税の形で負担することになると思われる。これは廃棄物処理法に規定する「排出事業者責任」に反するのではないかと。排出事業者責任に反して住民負担を求める理由を明確に説明されたい。</p>	<p>一般廃棄物であるPCB含有安定器（以下「一廃安定器」という。）は市町村に処理責任があります。なお、処分費用については、市町村負担とするのが妥当と考えられますが、保管者から手数料を徴収するため条例の制定等必要な措置を講ずることを妨げるものではないと考えております。</p>
11	<p>北九州事業地域におけるPCB含有安定器の処分期間は令和3年3月末までとされている。処分期間満了まであと1年を切った段階で省令改正を行うわけだが、1年に満たない期間で一般廃棄物であるPCB含有安定器の所有者の把握や使用している安定器の取り外し、処分が間に合うと考えているのか。この時期に省令改正をする理由と、この時期に省令改正をしても処分期間満了までにすべてのPCB含有安定器の把握から処分までが可能と考える理由を明確に説明されたい。</p>	<p>これまで、一廃安定器は各都道府県・政令市において取り組んでいただいているPCB含有安定器の掘り起こし調査において順次把握されてきたものであるため、新たな掘り起こしは要しませんが、産業廃棄物としてのPCB含有安定器と同様、処分期間内の処分が必要となるため、その方策を制度的に担保するため、今般、本改正を行うこととしました。</p>
12	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」としてどのような物を想定しているのかがこのパブリックコメントの内容では不明だが、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、PCB廃棄物及びPCB使用製品の処分について必要な措置を講ずることを義務付けられているのは、保管事業者及び所有事業者である。「一般廃棄物として排出される」ということは、当該PCB含有安定器を保管又は所有している者は「事業者」ではないと考えられ、特措法に定める義務は課されないこととなる。そうすると、処分期間満了後も当該PCB含有安定器を保管又は所有し続けることは法律上可能であると考えられる。処分期間満了までにPCB含有安定器を確実に全廃するためには、「事業者」以外の者に対してもPCB含有安定器の処分等について義務を課す必要があると考えられるが、省令改正とあわせて「事業者」以外の者に対してもPCB含有安定器の処分等について義務を課す予定があるのかどうかを示されたい。また、義務を課す場合には、どのようにしてその実効性を担保するのかをあわせて示されたい。さらに、義務を課さない場合には、一般廃棄物であるPCB含有安定器の処分を処分期間満了までに終了させる具体的な方策を示されたい。</p>	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」とは、PCB含有安定器が使用された事業所の建物が事業の廃止後に引き続き居宅として使用されている場合において、当該PCB含有安定器が日常生活において使用され、その後、排出されたものが該当するため、この保管者はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する保管事業者には該当しません。他方、特別管理産業廃棄物に該当するPCB含有安定器を個人が保管している場合も同様に当該保管者は保管事業者には該当しないところですが、同法の趣旨を踏まえ、処分期間内の処分にご協力いただいているところ、一廃安定器の保管者におかれても同様に協力いただきたいと考えております。また、処分期間の経過後はその他のPCB廃棄物と同様、その保管者において適切に保管していただくことになるため、その旨周知してまいります。</p>
13	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」としてどのような物を想定しているのかがこのパブリックコメントの内容では不明だが、これまでPCB含有安定器は事業所などに設置され、一般家庭には設置されていないとされていたため、早期処理の広報なども事業者団体等を通じて行われてきた。しかし、一般家庭にもPCB含有安定器が存在することとなると、令和3年3月末の処分期間が迫る中、早急に、かつ、すべての国民を対象に早期処理の広報を行う必要があると考える。どのようにしてすべての国民に対して広報を行うのか、具体的な方策を示されたい。</p>	<p>「一般廃棄物として排出されるPCB含有安定器」とは、PCB含有安定器が使用された事業所の建物が事業の廃止後に引き続き居宅として使用されている場合において、当該PCB含有安定器が日常生活において使用され、その後、排出されたものが該当し、これらは各都道府県・政令市において取り組んでいただいているPCB使用安定器の掘り起こし調査において順次把握されてきたものであり、産業廃棄物としてのPCB含有安定器と同様、処分期間内の処分が必要となります。他方、一般家庭用には設置されていないことは従前の通りです。</p>

14	<p>現在PCB含有安定器を処分している北九州事業所及び室蘭事業所が処分を終えた後に一般廃棄物に該当するPCB含有安定器が発見された場合、その処理責任は市町村が負うこととなると考えられる。こうした場合に、住民から一般廃棄物に該当するPCB含有安定器を市町村はどのようにして安全かつ経済的に処理することとなるのか。安全かつ経済的に処理する具体的な方法を示されたい。</p>	<p>期限後に一廃安定器が発見された場合は、その他のPCB廃棄物と同様、その保管者において適切に保管していただくことになります。</p>
15	<p>PCB廃棄物は、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものであることから、産業廃棄物であるPCB含有安定器は特別管理産業廃棄物とされている。このため、一般廃棄物であるPCB含有安定器についても、特別管理一般廃棄物とすることを求める。</p> <p>併せて、市町村による許可制度を活用した処理を可能とするため、廃棄物処理法施行規則第10条の20第2項に規定された特別管理一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行うことができる場合に、廃PCBを追加することを求める。</p>	<p>本改正は、一廃安定器の処理方策を制度的に担保することを趣旨としており、御指摘のような措置は考えておりません。</p>
16	<p>一般廃棄物たるPCB廃棄物について、処理施設の法的位置付けは整備されることとなるが、施行後の運用について、市町村による許可制度を活用した処理を可能にするための環境整備を併せて進める必要があると考える。</p> <p>具体的には、JESCOが室蘭市及び北九州市の一般廃棄物処分業の許可を取得するよう国が働きかけること、また、JESCOから施設への入門を許可された収集運搬許可業者が、室蘭市、北九州市、及び各市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得するよう国が働きかけることを求める。</p>	<p>本改正は、一廃安定器の処理方策を制度的に担保することを趣旨としており、御指摘のような措置は考えておりません。</p>